

平成30年6月19日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成30年6月19日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	西村勝男君		
副委員長	土見大介君		
委員	浅野敏江君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

出席議長団（1名）

副議長	伊藤博章君
-----	-------

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	阿部徳和君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

会議に付した事件

議案第45号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部
を改正する条例

議案第50号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。

なお、香取議長は加療入院のため欠席いたしますので、ご報告いたします。

本日の審査の議題は、議案第45号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第45号及び第50号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件ではありますが、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例など計2カ件であります。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長から詳しくご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは当局より説明をお願いいたします。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おはようございます。

初めに、議案第45号について保険年金課からご説明いたします。

資料No.5と資料No.8をご用意願います。

まず、資料No.5のほうです。2ページをお開き願います。

議案第45号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例の改正の理由は、2ページの一番下、提案理由に記載のとおり、原子力発電所の事故により避難などを行った被災者の方で、本市国民健康保険に加入された被保険者に対し、平成30年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明いたします。

資料変わりました、資料No.8の6ページをお開きください。

まず、1の減免の概要でございますが、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示などにより本市に転入、国民健康保険に加入された被災者の被保険者の国民健康保険税を、平成22年度分から平成29年度分まで減免を行ってまいりましたが、平成30年度分についても引き続き減免を行おうとするものでございます。

2の減免対象者についてでございますが、以下の①と②に該当する方々が対象となります。昨年度と異なる点につきましては、平成28年度及び平成29年4月1日に制限区域など解除された上位所得層、下の米印の定義でございますけれども、こちらの方々は昨年9月分までの免除対象でありましたが、本年度は減免対象ではなくなる点でございます。

参考情報としてでございますけれども、この上位所得層につきまして、本市で対象となる避難者の方は、今現在いないという状況になっております。

3の減免対象となる保険税額についてですが、(1)のとおり、平成30年度分までとなりますが、(2)のとおり、平成29年度分、平成30年度分につきましては、納期が平成30年3月31日までの間に設定されるというものが新たに対象となります。

4の減免の申請手続でございますが、これまでに平成29年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきますが、今後新たに転入される場合などにつきましては、その後の転入手続などの中で対応させていただくということになります。

5のその他として、国からの財政支援であります。国が示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金などの対象となり、減免費用の全額が国によって支援される予定でございます。

なお、同じ資料番号の3ページから5ページにつきまして、改正する条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第45号については以上となります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは生活福祉課から議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管分についてご説明いたします。大変恐縮ですが、資料番号7の平成30年度塩竈市一般会計補正予算資料と、資料番号8の第2回市議会定例会議案資料をご用意願います。

説明の都合上、資料番号8の議案資料から、今回の補正予算に計上しました生活福祉課分2件の事業内容についてご説明いたします。

資料番号8の26ページをお開き願います。

生活保護基準の見直しについてご説明いたします。

1の概要につきましては、生活保護制度は平成25年度の生活保護法の一部改正法の附則におきまして、施行後5年をめどとして検討を行うことが規定されておりました。これまで、社会保障審議会の部会や生活保護制度に関する国と地方の協議におきまして、制度の見直しに関する審議が重ねられ、平成30年3月から生活保護基準の見直しが行われることとなります。このことから、生活保護基準の見直しに対応するため、生活保護システムの改修を行うものです。

2の生活保護基準の見直しの考え方につきましては、社会保障審議会におきまして、生活扶助の基準・水準と、一般低所得者世帯の消費実態についての検証を行い、その結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整いたします。

基本的な考え方といたしまして、(1)の生活扶助の見直しでは、①として、年齢、世帯、地域差による影響の調整、②としまして、生活扶助基準の見直しに当たりまして見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの調整幅はマイナス5%が限度となるように調整します。生活扶助基準の見直しは、平成30年10月から3年かけて段階的に実施することとなっております。

(2)その他の見直しにつきましては、①の児童養育加算につきましては、現行の中学生まで月1万円、3歳未満等は1万5,000円加算といたしていたものを、高校生まで月1万円とする見直しでございます。②の母子加算につきましては、現行は子供1人の母子の場合、平均月2万1,000円を、平均月1万7,000円への見直し。③の教育扶助・高等学校就学費は、クラブ活動費・入学準備金・高等学校受験料の支給回数の拡大の見直しとなっております。

3の今後の対応につきましては、平成30年10月からの基準改定に対応するため、生活保護システムの改修を行う予定です。また、システム改修費は補助率2分の1の国庫補助金で補填される見込みとなっております。

4の事業費及び財源内訳につきましては、事業費92万9,000円のうち、財源といたしまして、国の2分の1補助となる46万4,000円となっており、残りが一般財源となるものです。

続きまして、27ページをお開き願います。

災害援護資金貸付事業についてご説明いたします。

1の事業概要につきましては、東日本大震災で被災された方に対しまして、平成23年7月から災害援護資金の貸し付けを行ってまいりましたが、関係省令の一部が改正され、申請期限が平成31年3月31日まで1年間延長されました。国からの通知が3月末に届きまして、本市でも他市同様延長することとし、今回、補正予算を計上するものです。

2の制度の内容につきましては、

- (1) 貸付対象は所得制限がある災害による被害を受けた世帯。
- (2) の貸付限度額は被災の状況に応じまして150万円から350万円となっております。
- (3) の貸付利率は年1.5%。
- (4) の償還期限は13年で、6年間据え置き、7年間での返済となります。償還方法としては、年1回の年賦償還となっております。
- (6) の貸付原資は、国3分の2、県3分の1からの借り入れとなっております。
- (7) の申請期限は、1年間延長されまして、平成31年3月31日となっております。

また、平成29年度までの貸付件数は647件で、貸付金額は9億3,278万円となっております。

3の事業費及び財源につきましては、昨年度実績を参考に、半壊の方4件といたしまして、事業費680万円、財源としまして地方債（災害援護資金貸付金）とするものでございます。

4の今後の対応につきましては、本市では昨年からの償還の据え置き期間終了の3カ月前に償還計画表を送付しまして、その後、電話での確認や相談を受け付けしております。今後、ことし7月から借受人からの償還が開始されることに伴いまして、納付書を既にことし5月から順次発送しているところでございます。

それでは、大変恐縮ですが、資料番号7の補正予算資料をご用意いたします。

資料番号7の9ページ、10ページをお開き願います。

それでは、先ほどご説明しました2件の補正予算についてご説明申し上げます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第3款民生費第3項生活保護費第1目生活保護総務費第13節委託料としまして、生活保護電算システムの改修費92万9,000円を補正予算として計上しております。次に下段の第4項災害救助費第1目災害援助費第21節貸付金としまして、災害援護資金貸付金680万円を補正予算として計上しております。

次に、歳入についてご説明しますので、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第2節生活保護費補助金46万4,000円を計上するものです。これは先ほどご説明しました生活保護電算システムの改修費92万9,000円の負担割合の2分の1を計上するものです。

次に、最下段の第21款市債をごらんください。大変恐縮ですが、次の5ページ、6ページをお開き願います。

第1項市債第8目民生債第1節災害援護資金貸付金680万円を計上するものです。これは、災害援護資金の貸付金680万円の財源として、国から3分の2、県から3分の1の資金を借り入れるものでございます。

生活福祉課からの説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

議案資料7番、8番をご用意願います。最初に資料No.7の9ページ、10ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の第19節負担金補助及び交付金として4,633万8,000円を計上しております。これは事業内訳欄に記載のとおり、小規模保育整備事業であります。今回の補正の内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8の25ページをお開き願います。

まず、1の事業概要についてですが、待機児童解消のさらなる促進のため、県の補助金である安心こども基金を活用して、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てることができるような体制整備を行うものです。

なお、小規模保育事業とは、保育を必要とするゼロ歳から2歳の乳幼児の保育を目的とした、利用定員が6人以上19人以下の施設において保育を行う事業のことをいいます。また、この施設に対して市町村が認可を行い、国、県、市町村が地域型保育給付費という財政支援を行います。

次に、2の事業内容等についてですが、まず(1)の事業内容ですが、小規模保育事業所の新設、修理、改造または整備に要する費用の一部を補助するものです。

(2)の補助対象施設ですが、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満の者を保育

することを目的とする施設となっております。

(3)の補助対象施設の設置主体(事業者)ですが、市が適当と認めた者になります。市として補助が妥当なのかを判断するために、事業計画書や積算内訳書、収支予算書を提出してもらいます。また、小規模保育事業所は市が認可を行いますが、事業を行うことが可能なかを判断するために、事業者の財務状況がわかる書類や施設、職員体制が基準を満たしているかなどを確認するための書類の提出を求めています。

なお、今回の設置主体ですが、伊保石にごございます幼稚園を運営する学校法人となっております。幼稚園の敷地内の職員駐車場に施設を整備される予定となっております。

(4)の補助率ですが、施設整備の費用の4分の3を県・市が負担します。その割合は、県が3分の2、市が12分の1となっております。残りの4分の1は事業者が負担することになります。

次に、3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として4,633万8,000円の増額補正をしようとするものです。財源内訳ですが、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業である県補助金として4,119万円を見込み、一般財源を514万8,000円と見込んでおります。

4のスケジュールについてですが、6月中に補助要綱を整備し、7月に補助申請受け付け、申請内容を審査した後、補助金の交付決定を行い、施設整備を事業者に進めてもらいます。なお、小規模保育事業所の開設は、平成31年4月からを目指しております。

小規模保育整備事業の事業内容については、以上となります。

大変恐れ入りますが、再び資料No.7の9ページ、10ページにお戻りください。

第4目保育所費でございますが、第11節需用費として49万9,000円、第15節工事請負費として50万1,000円を計上しております。これは、事業内訳欄に記載のとおり、保育所管理運営事業費ではありますが、寄附金を活用して市内公立保育所の畳の修繕、暖房機器の更新などの環境整備を行うため、増額補正をしようとするものです。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

資料No.7の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金として4,119万円を計上しております。これは、先ほどご説明いたしました小規模保育整備事業の事業費4,633万8,000円に対して4分の3の額、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業として増額補正しようとするものであります。

次に、第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金の第1節ふるさとしおがま復興基金繰入金のうち、事業内訳欄に記載されております、保育所管理運営事業費として100万円を計上しております。

さきにご説明いたしましたとおり、市内公立保育所の環境整備を行うため、増額補正しようとするものです。

子育て支援課からは以上でございます。ご審査についてよろしく願いいたします。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、養育医療給付事業についてご説明いたします。

お手元の資料No.7と資料No.8をご用意願います。

まず、概要からご説明いたします。資料No.8の28ページをお開きください。

本市では、医療を必要とする未熟児に対し、その治療に必要な医療費を公費で負担する養育医療給付事業を行っております。給付につきましては、通常2割を公費負担としておりますが、今回、10割（全額）が公費負担となる生活保護受給者に対する養育医療が生じたことから、必要な経費について補正予算を計上しようとするものです。

給付の内容につきましては、2番の給付の内容の各項目に記載のとおり、①の診療から⑤の移送まで、入院にかかる医療費となります。

公費負担の対象は、3番の医療保険各法との関係の図にお示ししておりますが、下段にあります生活保護の場合、生活保護法による医療扶助では、養育医療の給付が優先するため、全額公費負担となります。

次に、事業費及び財源内訳であります。まず、歳出からご説明いたします。

資料No.7を使ってご説明させていただきます。

資料No.7の11ページ、12ページをお開きください。

補正予算として、第4款衛生費第1項保健衛生費第3目保健師設置費の第20節扶助費に857万2,000円を計上いたしました。

続いて、同扶助費の財源となります歳入ですが、同じく資料No.7の3、4ページをお開きください。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金の第1節社会福祉費負担金、母子保健衛生費国庫負担金として事業費2分の1の補助428万6,000円。その下の段、第15款県

支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金の第4節社会福祉費負担金、母子保健衛生費等県負担金として事業費4分の1の補助214万3,000円を計上いたしております。残りの214万3,000円は市の一般財源となります。

養育医療給付事業についての説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 ご説明ありがとうございます。

私のほうから1点だけお聞きしたいと思います。

資料No.8の25ページです。小規模保育整備事業についてお尋ねをいたします。小規模保育ということで、今回、塩竈市に小さな保育所というか、乳幼児を預かるということで、ゼロから2歳。今、塩竈市でこのゼロから2歳の子供さん、待機児童がいらっしゃるのかどうか、これからの見通しとしてどうなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今回、ゼロから2歳の施設を整備するという関係で、低年齢児に待機児童がいるかというご質疑でございますが、ことし4月1日の待機児童が18名となっております。そのうちの15人がゼロ歳から2歳児の待機児童となっております。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

実は、お母さんたち、赤ちゃんを連れていらっしゃる方を私も子育て支援でいつもいつもお会いするんですが、やはり、一応産後ですね、産休が終わって本当に復帰するときにお母さんたちが口になさるのが「入れるかどうかという、その1点にかかっている」と。何月になるかわかりませんというような状況で、職場復帰というのを非常に足踏みしている状態が見られまして、今回こういう施設ができるということは大変うれしいことで、やはり、一番は預けられるかどうかの不安を持つというのは大変な子育てのマイナスになりますので、ぜひぜひこういった事業をこれからもできる範囲で進めていって、安心して働いて社会に復帰できますという条件を整えてあげるとするのは非常に素晴らしいことですので、ぜひよろしくお願いし

たいと思います。

以上です。

○西村委員長 ほかにございませんか。

土見委員。

○土見副委員長 ご説明ありがとうございます。

私からは3点質疑をさせていただきたいと思います。

今、阿部委員のほうからもお話があったことで、資料No.8の25ページ、小規模保育整備事業からいきたいんですけれども、今回、安心こども基金を使われたということなんですが、事業の目的としては、待機児童を減らすことがこの基金の目的、事業の目的だったと思うんですけれども、この施設が平成31年4月に運用開始予定ということになっているという話なのですが、この平成31年4月の時点で、塩竈市としては、各年齢どの程度、先ほどの阿部委員の話ともちょっとかぶるんですけれども、どの程度の子供の数を見込んでいて、それをちゃんと補えるだけの保育所なり保育事業所が市内にあるというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 来年度の子供さんの数ですとか、それから、どの程度提供ができるかということのご質疑、それから、利用はどれくらいなのかということのご質疑かと思えます。

子供さんの数については、年々人口が減るのに伴いまして子供の数も減少しているの見込んでいます。毎年10人から20人程度、お子さんの数は減ってはきていたんですが、実は平成29年度、平成30年度でゼロ歳から5歳の人口が少しずつふえてはいる状況になっています。そこについては、どういう理由でふえているかということにはちょっと完全には分析とかはできていなので、この場でははっきりはお答えができないんですが、現状といたしましては、平成29年度、平成30年度、少し減っているという状況にはあります。ですので、来年度以降、ここが減るのか、またはこのまま推移するのか、さらにふえていくのかというのは、ちょっと何とも言えないことなので、こちらとしても確認をしていきたいと思っております。

それから、来年度につきましては、この小規模保育事業で定員が19人ふえます。それから、認定こども園のほうも来年4月から開設を予定しておりますので、全体といたしましては、今、認可保育所、小規模保育の定員は734人のところ、来年度につきましては、提供量として

837人の定員の提供ができる予定となっております。そして、今年度は入所している認可保育所、小規模保育の年少児童につきましては、4月1日現在で718人となっておりますので、同程度かもしくはもう少しふえる見込みかと思えます。

それで、提供量も十分、年齢別で提供量に対応できるかどうかというところもあるかと思いますが、数の上では提供量が確保できるとは思いますが、ただ、年度の途中での入所申し込みというものが出てきますので、そこについてカバーできるようになるのかなと思っております。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

総量としては大分余裕ができるという話はお伺いしていたので、年齢ごとに、特に低年齢のほうの児童へのあきというのはちゃんと確保されるかというところで質疑させていただきました。

次の質疑なんですけれども、隣のページの生活保護基準の見直しについてのところなんですけれども、ちょっとわからないのでお教えいただきたいんですけれども、今回、システム改修費として92万9,000円という額が計上されているんですけれども、システム改修というのは、具体的にどのようなことをするのか。例えば、もう国で決まったソフトウェアというのができていて、それを導入するだけなのか。それとも地元の業者さんにこの仕様に沿って一から改修をしていただくのか。ちょっとそこら辺についてお教えいただければと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護システムの改修の内容についてご質疑をいただきました。

具体的に、私たちのほうでこの改修費用を考えておりますのが、今、実はパッケージというものがありまして、バージョンアップという形で新しい金額の算定方法に自動的に、自動的にというか、全国的に同じような形で基準額が示されますので、ソフトの入れかえという形になる見込みとなっております。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

バージョンアップということなので、とすると、100万円近くかかるというのもちょっとど

うなのかなと思ってしまうところがあるんですけども、これ以上は質疑しがたいので、次の質疑にいきたいと思います。

次の27ページで最後の質疑をさせていただきたいと思います。

災害援護資金貸付事業なんですけれども、阪神淡路大震災のときもそうなんです、借りたはいいけれども、どうしても返済のほうで滞ってしまうということが問題というふうになっておりました。今回も、塩竈市を初め各市町村、大分多くの額の貸し付けをしているわけなんですけれども、この返済をうまく滞りなくしていただくための方法としては、さまざま手段をとられていると思うんですけども、その中から幾つか質問させていただきます。

まず、償還計画表というものはどのようなものになるのか、ご説明をお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 償還計画書ということのご質疑ですが、具体的には、例えば一般的には家のローンがある場合、償還表というのが多分あると思うんですが、それと同じようなイメージで考えていただければと思います。今後7年間で何年度、例えば平成30年度幾ら、平成31年度幾ら、あとは元利、利子等についても記載しているような内容となっております。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

それをまず返還開始、もう3カ月前に送付して、実際に計画表をつくってもらって、それを送り返していただくか何かするというのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 その辺、私から詳しく、その流れについてご説明したいと思います。

基本的には、市民の方がお借りするときに、こちらは13年で、6年間据え置き7年間ということで、7年間でお返りする計画表をもうその段階で一度はお渡ししております。このような形で今後返していただきますよと。それで、今回お送りしますのは、実際に償還6年の据え置きが終わって7年目、結局、一番最初、平成23年の先ほどご説明しましたけれども、7月に一番最初の方がお借りしたと。6年過ぎて、今度は7年目に入るのが去年の7月ということになります。ですので、本来は据え置き期間が終了するのが昨年度の6月でしたので、

その段階の3カ月前の段階で、もう償還の猶予期間というか据え置き期間が終わりますので、今後、7月から、去年の7月から利子がついてお返しする時期に入りますよという、まずご案内をさせていただいています。その段階で、もう既に去年の7月から利子が発生していますので、据え置き期間が終了して。その前の段階で納める方も中にはいらっしゃいます。利子を払わないで済むような形でということ。その後、場合によっては分けて納めたいという方に対しては、じゃ12回に分けて納めていただきますということで、一番最初の償還期間でありますことしの7月ですね。猶予期間が終わってから最後の、年の最後に納めてもらうという形になりますので、その猶予までに分けて納めてもらう等の通知等を差し上げているような状況となっております。それで、一応全体としての流れということになっていて、その計画は、あくまでも年払いでの支払いの計画表で、最初から決まっている内容だということでご了解願いたいと思います。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

何でそんな質疑をしたかという、最初、借りるという申し込みをする段階で、1回返済のほうも計画を立てるという話だったんですけども、やはり、ある程度期間がたってから返済というのが始まるようになってしまうと、借りた側としても、覚えておけという話なのかもしれませんけれども、どうしても自分の生活の家計の中から外れがちになってしまうのかなと思うんですね、返済計画のほう。その段階で、猶予期間終了の直近になって償還計画表を送られてもちょっとびっくりしてしまうんじゃないのかなというふうに思いまして、なるべくもう少し早目のほうが、早目にアナウンスをしてちゃんと準備を整えてもらうほうがいいのかなということでご質疑させていただいたんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 6年間の据え置き期間、確かに何も通知がなければというお話だと思うんですが、過去の例をちょっとお話しさせていただきますと、平成26年度に一度、全員の方に通知は差し上げていまして、このくらいの計画表を一度は配布しているという、ちょっと私の前だったものですから、記録を見るとそのような形になっています。

ただ、今後、委員ご質疑のとおり、確かに償還表、場合によっては毎年、あるいは期間を見

ながら、確認しながら、状況確認というのも一つの手ということでもありますので、ちょっときめ細かに送っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 実際に援護資金を借りる方々としては、高齢の方が多という話もお伺いしております、そうすると返還というのがだんだん年齢を追うごとに厳しくなっていくってしまいうのかなというふうなことを感じております。

その中で、例えば頻度多く計画表を送るとしても、なかなか収入の見通しのほうが立っていないというような状況だと、返還どうしたらいいんだろうと悩んでしまう方もいるのかと。

そこで、こっちの資料には電話での確認、相談を受け付けておりますという話があったんですけども、電話を待っているだけというのは、ちょっとあちらとしても、実際に返還に困ったとしてもなかなか直接電話してこない方もいらっしゃるのではないのかなということもあって、もう少しこちらから積極的に「大丈夫ですか」という形でお声がけも必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 全くそのとおりでございまして、私たちもまず納期を迎えて未納になってどうしようかということではなく、その前の段階で確認していきながら納める方法等についてやっていきたいということで電話等を行っています。

ただ、その電話等の中で、やはり先ほどご説明したとおり、年1回で払うのはちょっときついというところとあれですけども、大変なので、分けて納めたいという方もいらっしゃいますので、納期前であれば特に延滞金というところとあれですけども、そういった部分がかからないものですから、そういった部分で分けて納めてもらっている状況です。

参考までに今現在、分けて納めていただいているのは約80件ほどあるんですが、その中で、またプラスで全額もう既に納めた方としまして、大体100人の方は分けて、分納というところとあれですけども、分けて納めてもらっています。

参考までに平成30年度は約300名の方が納めていただく内容となっていますので、大体3分の1の方はそのような形で納めていただいているのかなというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 ほかにございせんか。

小高委員。

○小高委員 それでは、私からも3点ほど重複を避けてお伺いをしたいというふうに思います。

先ほど、お二方、お聞きをしておりましたが、資料No.8の25ページ、小規模保育整備事業の関係で、少し私も確認をしたいと思います。

それで、ゼロから2歳児というところで、先ほど待機児童15名というようなお話がございましたが、そういったところに向けて、こういった部分、当然、保育の質の担保というところは必要になるんだと思うんですが、そういった中で、そういった部分の数にこういったものが加わっていくというのはそういうことなんだろうというふうに思います。

それで、一つちょっと確認をしたかったのは、年齢を追うにつれて、だんだん保育所から離れていくような方もおられるかと思うんですが、一方で継続した保育という関係から見ますと、いわゆる3歳からの保育というところでどういった形が今とられようとしているのか、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今回の小規模保育事業で3歳以降、保育という部分でのお話かと思えます。小規模保育の場合、連携施設といって、卒園した後も3歳以降の保育をしていただく施設というのを事業所で設定しなければいけないということになっております。今現在、ことしの4月から北浜に小規模保育園を1カ所開設しております。そちらについては、今現在、周辺の保育園ですとか幼稚園で連携施設を設定したいということで事業者、それから市で今後助成をしていきたいということで、今年度中には連携施設を設定することを考えておりますし、それから、今度新しく予定しております小規模保育園についても連携施設というのを必ず設置後に設定しなければいけないとなります。一応、設置主体が幼稚園となりますので、受入先については幼稚園を予定しているというお話は聞いております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。

この連携施設ということについてだったんですが、ゼロから2歳児ということで、ゼロ歳児の段階で入ったのであれば1歳というところで数年間余裕があるわけなんですけれども、2歳から入ったということではもう来年移動しなければいけないという、「転所」というんですか、そういったケースもあるかと思うので、その点については、これはちょっと必死に取

り組まなければいけないことなのかなというふうに受けとめておりました。

全国的にちょっと保育の関係者の方々等にもお話をお聞きしましたが、なかなかこの連携施設が見つからないということで、一定の枠を確保しなければいけないだとか、そういったところで、さまざま困難があるようなお話もお伺いしておりますので、その辺については、事業者が設置をしなければいけないということではあるんだと思うんですが、そのあたり、市のほうでも寄り添って、ぜひお願いをしたいというふうに考えております。

続きまして、その隣の26ページにまいりまして、生活保護基準の見直しについてというところで少しお伺いしたいと思います。

それで、システム改修ということで、基準の見直しそのものについては国の考え方というところもあったので、我々としてはそこがどうなんだということで、今回はさまざまところでやっているわけなんですけど、そういったところで少し市の考え方といいますか、その点だけちょっと確認をしたいと思っております。

それで、今回のこの改正に関しての考え方といいますか、さまざま減る部分、ふえる部分あるんだと思うんですが、まず初めに、前回の協議会でもしかするとお示しいただいていたかなというふうに思っているんですけども、市の財政への影響といいますか、そのあたりの見通しを現時点でわかるところを教えてくださいたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護費の今後の見通しということになると思います。国でも、全体としましてマイナス1.8%を全体としては想定しているんですが、本市としましては、マイナス0.5あるいはマイナス1の間かなというふうには想定しています。細かい数字につきましては、このシステムを改修した後に細かい世帯別の金額になるところなんですけど、概算としてはそのような形で、まだ県から詳しい通知等も届いておりませんので、ただ、国の情報とかあるいはそういったモデル地域の世帯の方、あるいはそういった部分で概算で計算したところはそのくらいですので、年間約500万円くらいかなというふうには見通しを立てているところです。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。

年間500万円ということで、総額で見ると全体的に引き下げという考え方なんだろうという

ふうに考えております。

それで、市に対して「わあわあ」というようなことではなかったんですが、一つは、今回の引き下げというものを我々のほうでどう捉えているかというようなこともありまして、一言で言ってしまうと、憲法の関係で生存権に照らしたときにどうなんだですか、そういった考え方もあるわけなんです。そういった中で、なかなかちょっと今回の見直し、国の制度があるので、そのあたりについては難しいところがあるなというふうに考えておきまして、1点、そこは私どもの考え方ということで表明をしておきたいというふうに思います。

それで、ちょっと確認といいますか、考え方の部分でお聞きをしたかったんですが、生活保護基準の引き下げで、今回直接的に下がる部分、上がる部分というのがあるほかに、例えば就学援助等、そういったところの部分で影響を受けるところが市として果たしてあるだろうというふうに捉えておられるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 就学援助ということのご質疑でございます。こちらに記載しているところなんです、例えばクラブ活動費の支給の金額の増額あるいは入学準備金、あとは高校の授業料の、今までは例えば高校を受験する場合は費用が出なかった部分が、今度は1回までは出ますよと言った部分とか、あとは先ほど言った入学準備金では金額の引き上げで6万3,200円から8万6,000円という形で、今のところ示されているところで、あとはクラブ活動等の増額等となっておりますので、そういった部分では、子供のいる世帯、いろいろな増減はあるものの、ある程度充実というところとあれですけども、新たな加算の部分も加わったのかなというふうに考えております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 改正の中で受けられるという、受けられると言いますのは、基準内という方についてのふえたり減ったりという部分ではわかりました。

一方で、生活保護費の保護基準が一定関係をしてくる部分で言いますと、ちょっと資料を今見ていたんですけども、厚生労働省が発表する施策の中で、発表して47施策についてさまざま今回の基準引き下げで、いわゆる漏れてくる部分ですとか、影響を受ける部分というのが出てくるということが今言われております。

例えば保育料ですとか、国民年金保険料の減免ですとか、それこそ就学援助を受けられていた方が受けられなくなるだとか、そういったことでさまざまな部分、いわゆる保護を受けて

いない方についても低所得の方々に一定影響が出てくるというようなことが懸念をされておりまして、その点について、我々としては心配をしているわけなんです。

一言でわかりやすく例を挙げれば、従来どおりの基準であれば就学援助を受けられた子が、受けられていた世帯が受けられなくなってしまうというようなことが、かつて引き下げ時点で起きていたということもあったんですが、そういったところについてはお考えをお伺いしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 確かに、国ではそのようなお話もあったところですが、ただ、こっちのほうの制度につきましては、先ほどご説明したとおり、生活保護基準部会におきまして、平成26年度の全国消費実態調査といったものをベースに、専門的・科学的な検証でこのような金額を示されたところですが、具体的には、一般低所得者をベースに消費状況を調べて、それとの比較でこの金額を算出されたところがございますので、私たちとしましても、そういった国の基準の示されている内容で生活保護費を適正に運営していくというふうに考えております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 国の考え方ですので、この場で「わあわあ」と言うことではなかったんですが、生活保護基準の見直しに向けて、先ほど、社会保障審議会というところもお話が出てまいりましたけれども、これはちょっと紹介したいと思ったんですが、そのボトムの競争が制度的に起こってしまうことが懸念をされると。あるいは、今全体的に所得が低下をしていく中で、生活水準を合わせて引き下げていってしまうのは無理があるというようなことで、これは委員の方からの異論が噴出したことだというふうにもお聞きをしております。その審議会の中におきましても、報告書の中で、水準均衡方式というのでしょうか。最低生活保障基準を満たすものと言えるのか、あり方が問われる本質的な課題があるというようなことにはなっているようであります。また、検証結果を機械的に当てはめることはないよう強く求めるといことで、審議会の中の報告書でもそういったことがあったということをご紹介をしたいというふうに思っております。

そういった点で、今回のシステム改修ということではあるんですが、私としてはなかなか難しいなというふうに考えておったところでもあります。この点については、このあたりにしておきます。

最後に、その次の27ページでございますが、災害援護資金貸付事業のところ、先ほど土見委員のほうから一定詳しく質疑がありましたので、ちょっと重複は避けてお聞きをしたいと思えます。

先ほど土見委員も心配なさっておったんですが、いわゆる返済が本格化するにつれての返済の滞納といいますか、滞りといいますか、そういった部分もやはり今後大きな問題になってくるということは従前より言われているとおりであります。

阪神淡路大震災でもありましたとおり、大きな額が返済が滞りということになってしまったということで、塩竈市では総額で9億円何がしというところがその貸付額ということになってくるかと思うんですけれども、ちょっと資料の中で1点確認をしたかったのが、6年間据え置いて7年目より返済をしていくということで、平成29年6月ごろ、たしか早い方で償還期限が始まってくるんだというふうに思ったんですが、資料のほう、私の理解力不足なのか、平成30年7月からの償還開始という表現が、「あれ、こうなんだっけ？」ということだったんですけれども、これはこれで正しかったのか、ちょっと確認をしたいと思えます。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 私たちの表現としてはちょっと平成30年7月というのは、一番最初に借りた方が平成23年7月に借りたものですから、6年の据え置き期間が終わるのが平成29年6月になります。それで、平成29年7月から7年目を迎えることになるんですが、納めるのは1年後、最後の1年後の平成30年7月が一番最初の納期と。ですから、7年目の最後に納めるということですね。済みません、申しわけございませんでした。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。

それで、やはり懸念をされるのは、平成30年7月となると、いわゆる第1回目の返済の期限というところにかかってくるんだというふうに思うんですが、それで、例えば満額350万円借りられた方が、7年間で返すとなると、これは年間で単純に割ると50万円ということになってくるわけでありまして、平成30年7月の1回目の期限に「はい、50万円返してください」となると、これはなかなか難しいところもあるんだろうということで、先ほどおっしゃっておられたように、7回の分割をさらに月ごとで分割をされておられる方もおるといっておっしゃっておられましたが、そういった点では、早目早目の周知あるいは親身に寄り添っ

でご相談いただくとか、そういった部分についてはこれは強く求めておきたいというふうに思っております。利子もつくあるいはおくらせてしまうと延滞金という表現があれなのかですけれども、そういったところもついてくるということで、これが非常に苦しいことになってくるのかなというふうに懸念をしているところであります。

それで、ちょっと1点確認だったんですが、この点について国あるいは県のところでの原資というふうになっているかと思うんですけれども、それと市の財政との関係で、例えば償還に漏れてしまった部分、償還されなかった部分に関して、市と国・県との関係では一体どういうふうになるのか、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの資料の中でも記載しているんですが、原資としましては、国が3分の2、県が3分の1といった形で、具体的には県のほうから国の分も含めて、まとめてお借りしているという形になるんですが、その分は、本来は納期を迎えた段階でお返すということなんですが、ただ、規定の中で、未納になった分につきましては計画変更ということで、あくまでも国と市との間なんですが、計画変更ということで、未納になった分は翌年に繰り延べすると。ただ、あくまでも市とお貸した関係では、こちらの納期限を守っていただくということになります。国のほうには、結局計画変更がどこまで認められるかということなんですが、今のところ示されているのは、過去の神戸等の阪神淡路関係の例で言いますと、最後の年、結局、13年目に一括で、何も変更なければ一括で償還されようがされまいが、全額を納めるというのが基本的な考え方というふうになっております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか厳しいところもあるなというふうに聞いておりました。

それで、先ほど神戸の例ということでございましたけれども、あちらのほうでも大変に苦労されたということで、実際、当時の担当者の方が来られて、県とかのご説明、こういった対応をとったらいよということでいろいろ教えていただいたということもお伺いしておりますので、そのあたりを踏まえた上で、ぜひこれは、ただただ償還を求めるということだけではなくて、無理なく、生活再建をさらに壊してしまうようなことがないような取り組みも合わせて、これは強く求めておきたいというふうに思います。

あと1点、ちょっとこれはお願いをしたかったんですが、償還開始に伴って、いわゆる振り込め詐欺のほうが非常にふえているというようなこともお聞きをしておりますので、そのあたりも合わせてぜひ注意喚起という点でよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○西村委員長 ほかにございませんか。

浅野委員。

○浅野委員 私のほうからも何点かお尋ねしたいと思います。

まず、資料No.8の25ページ、小規模保育整備事業につきまして、待機児童のことは皆さんがお聞きになったので、私のほうからそれはお聞きませんが、今回、実際に伊保石の今もある幼稚園のところで保育事業も行うということなんですが、ここは、たしか保育所も併設してあると思うんですけども、そういった意味で、先ほどのゼロ、1、2歳のお子さんがその後も継続して、幼稚園も営業していて保育所も併設しているというところで、そこで関連して上のお子さんはそちらにというようなお考えなのか、全く別個に新たにまた別な保育施設なり幼稚園なりをその後検討していかなきゃならないのか、その辺はお聞きになっているでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず、こちらの幼稚園を経営する学校法人のほうの小規模保育事業を行いたいという経緯は、幼稚園を利用している保護者の方から、下のお子さんも兄弟で預かってもらいたい、利用したいというような要望があったり、あと幼稚園でも低年齢児も利用できないかというようなお問い合わせをいただいている、そうすると、低年齢児についての保育事業を行いたいということを経緯としたところが最初の経緯ということで、そういったことを進めるに当たって、認定こども園なども考えたということなんですが、今やっている園の運営方針が、認定こども園のあり方とは違ってくるということもあるということで、県の担当の方とも相談して、認定こども園だとか小規模保育事業所だとか、それから企業主導型保育事業なんかを紹介されたということですが、運営できる、それから方針に合っているというところで小規模保育事業をやるといったことになったということをお聞きしております。

あと保育園については、保育園もやっているんですけども、同じ学校法人でやっているところなんですが、経営はそれぞれ幼稚園と保育園と別々の経営をしているということで、保

育園については別になりますということの話と、それから保育園では、今現在70人の定員ということですが、今後の経営を考えてそれ以上ふやすという予定はないということなんですね。幼稚園のほうで低年齢児の部分をやりたいということで小規模保育事業を行うということになったということです。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうしますと、今併設している保育所と全く経営が別だから、今、小規模も保育所で預かる赤ちゃんが3歳、4歳過ぎたころに、そちらの隣の保育所に行くということはまずないというふうに理解してよろしいんですね。

もう1点ですけれども、幼稚園が経営していて、そこに行っているお母様方というのは、どちらかというと専業主婦の方が多分多くいらっしゃると思うんですね。下には小さなお子さんがいて、保育施設というのは、いわば保育運営ができないと、厚生労働省で決めた中身は、仕事をしているとか病弱とかということで保育所という考え方があって、幼稚園と保育所とは形態が違うわけなんですけれども、そこを一つの家庭の方が、上のお子さんは幼稚園で、下の子は保育所であるということは、この辺どう理解していいのか、ちょっと私も考えが、どうなんでしょうかね。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 小規模保育事業も認可保育所と同じように、例えば共働きであるとかということで、保育が必要な方の受け入れということになってきます。それで、そこら辺について幼稚園にお伺いしているんですが、幼稚園で今現在、幼稚園が終わった後に、お仕事をされている親御さんたちのために預かり保育というのをしております。そちらについて、月の契約で大体20名程度だとか、それから日割の利用だと15人程度利用されている方がいるということですので、そういった保護者の方のご家庭を対象とした利用になることを想定して19人程度の定員で可能だということを考えているということでした。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません、いろいろちょっと踏み込んだことを聞きまして。やはり、子供を預ける立場とすれば、その辺の疑問というのはたくさんあると思うんですね。今お聞きしますと、幼稚園のお子さんは大体お昼ご飯を食べて帰られると。その後、保育を必要とした方は残っているということは、当然、幼稚園の費用とまた別費用ということが加算されるわけですね、当然その部分は。ですから、預かるほうとしてはかなりの出費なのではないかなと、そ

れでも預かってほしいというご家庭に対するお答えなんだと思います。その辺のシステムのことは大体わかりました。

それで、もう1点お聞きしたいのが、今回、小規模保育を整備するに当たって、新しく隣の部分なのか、続けてつくるのかわかりませんが、建物をつくると。それも、敷地のもう駐車場につくるということなんですけれども、私もあそこに何回か行ったことがありますけれども、駐車場もそんなに広いわけではないというか、ちょっと環境的に、すぐ下のほうにはそれこそ皆さん住宅もあって、後ろのほうの道というのはかなり狭くて、そこが伸びてくるところのあたりだと思うんです。ちょっと地盤的というか、岩盤的というか、どうなんですかね。環境的なものというか、その辺の整備、大丈夫なのか。

それからもう1点は、今までの送迎の車をとめた駐車場に建物を建てるということは、送迎がふえる中で、ましてやそういった駐車場がさらに狭くなるのではないかと。送迎の危険性とか、その辺の環境整備はどのようになっているのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 幼稚園の裏に、奥に職員用の駐車場があります。そちら、割と広いスペースになっております。その半分程度を利用して施設を整備するということになります。

それで、半分は今までどおり職員の駐車場として利用するということになりますので、お子さんの送迎時、送迎というか、職員が車の乗り入れをするときに危険を伴わないように、フェンスだとかそういったものはきちんと整備をするということの話は聞いております。

ただ、ちょっと地盤がというところまではお聞きはしておりませんので、今後そちらについてもきちっと対応していただきたいということで、事業者にはお話ししたいと思います。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 大事なお子様を預かる環境ですので、ぜひ周囲の環境も確認した上で、この事業を進めていただきたいと思っております。

では、次に26ページの生活保護基準の見直しについてお聞きしたいと思います。

今回、さまざま皆さんからご質疑がありましたように、見直しの部分で、特に児童養育加算の部分が現行月1万円、中学生までだったのが、今度は一律高校生までになると。ここで3歳未満のお子さんについては1万5,000円だったんですが、ここの加算の部分はどうなるのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 1万5,000円の加算の部分につきましては、見直し後は一律1万円という形になります。ただし、高校生までということで対象者がふえるといった形になります。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あと母子加算の部分で、これはちょっと今まで子供さん1人あたり2万1,000円だったのが、平均1万7,000円になると。そのご家庭においては、当てにしていたというとおかしいんですが、2万1,000円と1万7,000円ではやはりちょっと「あらっ」という部分が出てくるかと思うんですが、今回こういうふうな、特に母子家庭における見直しが大きいと思うんですね。

塩竈市においても、どちらかというと生活保護世帯というのは高齢者の方が多くて、ただ全く母子家庭がないというわけではないと思いますので、この辺の見直しにおいて、国でも5年に一度、その審査をしてということで、低所得者の方、生活保護に至らない方と生活保護世帯というのを、そのバランスを考えてこのような考えをなさっていると思うんですが、そこでお聞きしたいのが、塩竈市における、生活保護に至らないけれどもかなり低所得で生活に大変困っているとか、いろいろご相談にもいらっしゃると思うんですが、そういった方たちの一応の所得と、こういった母子加算があったところの、今回見直しするところの所得というのは、どの程度の差があるのか。もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまご質疑をいただきましたが、具体的にどのくらい差があるんだといったことになるのかと言いますと、やはり、先ほど説明したとおり、2万1,000円から1万7,000円ということで4,000円くらい減ということになるのかなというふうに考えております。

ただ、具体的に、まず基本的には先ほどご説明したとおり、国で、平成26年度の消費状況で最終的には専門的・科学的な見地で行ったということですので、それに基づいて、金額等は算出していますが、その中で、やはり塩竈市の具体的な金額という話になるんですが、ちょっと簡単ではございますが、親子、母子家庭の方なんですが、生活扶助費ということで母子加算がこれまでが2万1,000円、あとは児童養育費として1万5,000円、あとは生活扶助費等

で全体としては、親子ですと約16万円くらいということになるんですね。住居手当……、年齢等についてはちょっといろいろ違うんですが、ただ、一方では児童手当が1万円、あるいは児童扶養手当が4万2,500円支給されますので、そこから差し引くと、一つの基準としましては、約10万円前後なのかなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうすると、塩竈市で生活保護に至らないまでもという方も、大体10万円までは至らないけれども、そのちょっと上ぐらいという感じでいいんでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ちょっとご説明するのに、それぞれの世帯の状況、年齢によっても全然違いますので、金額については簡単にはちょっとご説明できないところなんですけど、一つの目安として考えるならば、その金額前後ということになると思います。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

また、今回、教育扶助の部分でクラブ活動費とか入学準備金とか、また高等学校の受験料とかという部分でも回数も拡大されるということで、私もちょっときのう調べましたが、都市部では、減額になる部分が最大13.7%下がると。でも、これではやはり余りにも生活基準が厳しくなるという声も審議会の中であって、最低、というか、限度幅をマイナス5%より下らないようにしたというのが今回のシステム改修のための国での審議でもあったと。やはり、都市部と地方では生活保護の基準もいろいろ違うと思いますので、一概には言えませんが、そういった意味でバランス、例えば生活保護費の中には、今課長がおっしゃったように、生活費としては大体10万円ぐらいだと。でもそのほかにたしか住居費とか、それから医療費とかというのが生活保護の場合は全面的に税金で見てもらわけて、低所得の方が、今言った10万円前後でお暮らしの方は、この中から医療費から、それからさまざまな住居費とかを出していかなければならないというのもあって、やはりそういった部分での生活保護を受ける・受けないは、ご本人の申請がなければ受けられないのであって、周りが幾ら「生活保護を受けたほうがいいよ」という声があったとしても、ご本人が「いや、絶対に私は生活保護を受けない」という人も中にはいらっしゃいます。そういった方たちを見かねてというか、

やはり手を差し伸べていかなければならないのも行政の仕事かなと思っていますので、ぜひそういった方たちにも、金銭面だけでなくいろいろなアドバイスとか自立の方向に向けていただくのも、今までもやっていただいていると思いますけれども、さらにそちらにも目を向けていただければなと思っています。

また、若いこういった子供さんを育てる中で、やはり今回、入学準備金とか高等学校の受験料の支給回数をふやすということは、自立していこうと、負の連鎖を起こさないというためにも大変にいいことだと思いますので、ぜひ、親御さんが生活保護だから、また子供も仕方なく、また生活保護なんだというのではなくて、そこをきちんと自立できるような後押しをしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 よろしく申し上げます。

聞きたいところはみんな各委員さんに聞かれたのですが、一応、資料No.8の25ページの小規模保育整備事業について、簡単にと言うと失礼けれども、お伺いします。

先ほど来、説明して、既存のこういった小規模保育整備事業をなされているところも、いわゆる関連施設として施設連携をとっていくんだよという説明があったんですが、これは本当に重要なことでないかなと思っています。

先ほどの説明で、今回ここを申請したところも、これはこれで、あとは今までの保育所関係とは一緒にならないよというようなお話なんですけれども、やはり、子育てする方、こういうところに大切なお子さんをお預けして、自分たちが未来に向かって頑張ろうという人たちが、例えばこれは2歳になっちゃうともう自動的に、言葉は悪いんですけども、どうぞ自由に自分で探してくださいというようなシステムだと思うんですね。そうではないんですか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 施設自体が2歳までの施設になりますので、3歳以降をどこかでまた保育を受けなければいけないとなります。保育の利用調整については、市が担当することになりますので、基本的には事業所が連携施設を設定することになりますが、市も責任を持って利用調整をしまして、次、3歳以降も保育を受けられるような調整をしていきたいと思っています。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 力強い説明をいただいて、ということは、従来の保育所関係などの定数はそのままです。こうやって、こういった小規模保育の整備施設がいっぱいできてきて、調整つくんですか。既存の保育所申し込みする方も定数が目減りするのでないかなと思うのね。昨年も塩竈市に引っ越してきて「子供を預けたいんだ」と言ったら、「もう早い時期に定数いっぱいになったから、だめですよ」ってね。そういう事態が、これをやったらもっともっと、例えば定数が何百人いるんだけれども、もうこういう施設をやったらここは市で抱えるから優先的に入れるというふうになったら、新たに引っ越してきて、塩竈市、リーズナブルな土地だとかって宣伝になっているけれども、だからここに永住するために来ようと思った人たちが、そうやって保育所に入れようとしたって入りづらいのではないかなと思う。だから逆に保育所の定数をふやしていきますよとか、そういう案があるのであれば「ああそうですか」となるけれども、定数は変えないで、ここを利用する方を市が責任を持ってやるなんて言ったら、新たに入れたい人はどうなるのかなと心配しますので、その辺の調整というか、考えて、誰もが安心してこの塩竈市に引っ越してこられる、生活できるような保育行政をしていただきたいと、強く要望しておきます。

○西村委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 子育て支援課長が先ほども答弁しておりますように、平成31年度に向けましては84人定員の認定こども保育園がふえますので、そういった中で3歳以降の子供については、定員としては84人ふえるということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 まず、よろしくお願ひしたいと思います。

資料No.8、26ページ。生活保護関係で気になったのは、教育扶助で高等学校等就学費とあるんですが、例えば、細かいんですけれども、入学準備金とかというのはいつの時点くらいで支払うのか。例えば入学終わった後に出すのかね。その辺を確認しておきたいと思います。やはり、時期がおくってから言われてもあれなので、いつの時期なのか、その辺を。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 入学準備金等につきましては、基本的に、私もそうなんですけど、例えば小学校や中学校に入ったときとか、そういった部分が想

定されるんですが、例えばほかの地域から塩竈市内に入った場合等も入学準備金ということで支給されるような内容となっています。

具体的にその時期なんですが、ご相談いただいて、ほかと違って、例えば4月でないといけない、あるいは5月でないといけないということではなく、私たちはその前、例えば3月ころでもご相談いただければその段階で、基準が満たされれば、それはその段階で支給するといった支給方法ですので、あくまでもその時期にはこだわらないといったらあれですけども、状況等の目的に応じた時期ということになると思います。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

力強い答弁で、3月あたりに余裕を持って相談を受けて入学の準備をしていただいたら安心するのではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、資料No.8の27ページ。災害援護資金の貸し付けの件なんですが、例えば改めて確認したいんですが、何人借りて総額が幾らなんですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これまでご説明していたところなんですが、一番最初、平成23年7月からスタートしたところなんですが、これまで647件でして、金額が9億3,277万9,000円ほどお貸しして、今現在ではその金額をお貸ししているといった内容でございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

それで、いろいろ皆さん心配しているんですが、私なんかも自分の将来像を見て、借金などした場合、例えば貸すときに就学していた人、あと年金の家庭に貸したのか。その辺のデータはとってあるのかしら。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 借りるときにつきましては、何と云うんですか、就学しているところ等の情報は特にいただかなくて、いただいているのは、実際の世帯、住民票等とかあるいは個人の証明できるような物のコピーとか、そういった部分で対応しておりますので。あと、目的によってちょっと違うんですが、罹災証明書等ですね。

そういった必要な書類についてだけいただいている状況です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 なぜ聞くかというと、年金生活者だと、借りて、その方の額にもよるんですけども、やっぱり年70万円くらいもらってお暮らしの方が返済を次に幾らしていくというのは、もう大変なことでないかなと心配しますので、それで先ほど13年目であと回収したやつを一括で国・県にお返しするというふうな話ですけども、やっぱり塩竈で生活している方、払いたくても払えないという人がいるのでないかなと心配しますので、その辺の、今、年金生活者なのか、当時就労していた人に貸したのか。その辺もある程度表をつくっておかないと、あと保証人もつけたはずだよ、たしかね。だから、その辺だって昔ある団体で貸し付けしたら、もう保証人までみんな亡くなって誰にも当たりようがないという、そういうことなのね。特に高齢者に関しては高齢者が保証人になると、どうしても払えないんですと。払えないのを受けたので、保証人の方というと、もう亡くなっているんですとか、そういういろいろなケースが出てくるので、そういった場合は、これから私、一般質問の機会が今回はありますので、これも入れておきましたけれども、その内容は聞きませんが、そういった考えでどうしていくのかなということだけ、今答弁できる範囲で教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ご心配のとおり、確かに償還する方、年金生活の方等、多分たくさんいらっしゃると思いますので、そのために本市としましては、償還相談員ということで人数とか体制も整えていきながら、そういった相談窓口ですね。そういったものを設けてご相談に応じているところです。

また、今後、亡くなった方とかあるいはどうなるのかという話もあつたんですが、それにつきましては、基本的に相続、亡くなった方が相続すると思うんです。もし相続していればお子さんのほうからの資産の相続ということになるので、次の方に通知、一種の負債ということになるので、それも相続をするということになります。

とりあえず寄り添った形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 内容を聞くと、ちょっと暗くなるような感じなので、この辺にしておきます。

最後になります。資料No.8の28ページ。養育医療給付事業、とてもいいことだなと考えております。それで、総額857万2,000円の事業費なんですけれども、年間大体どのくらいの対象者を見ているのか、その辺をお示ししていただくと助かるんですね。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 それでは、年間およそ幾ら、どれくらいの医療費を主として見込んでいるかなんですけれども、当初予算といたしましては、およそ10万円くらいの月々の養育医療費を13件、それが3カ月あるであろうという見込みを立てて当初予算に計上しております。

平成25年度から、県から移管した事業なんですけれども、利用される人数は10件前後ということで推移をしております、平成29年度も13人ということでしたので、まずは13人という。そして、低体重が正規の体重に戻るまでの3カ月と見込んでおまして、その金額390万円を計上しているところでございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 本当に未熟児でこの世に生を受けた方、本当に病院なんか行くと、もう管を差し込まれて、「ああ、こんなに小さい子の命が本当につながってほしい」という、そういう願いでおりますので、こういう養育医療給付を受けないような立派な子育てができるように希望しまして、私の質疑は終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず議案第45号について採決いたします。

議案第45号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員であります。

よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数であります。

よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男